

役員等の報酬等の総額

○定款第21条の規定により、役員等に支給する報酬等総額を下記のとおりとする。

| 区分 | 人数 | 年総額(最高限度額) |
|-----|----|------------|
| 理事 | 6人 | 1,000万円以内 |
| 監事 | 2人 | 30万円以内 |
| 評議員 | 7人 | 50万円以内 |

なお、職員兼務理事の職員分の給与は含まない。